○国土交通省告示第七百四十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

表一　石狩川水系

区分	名称	区間	
変更			
旧	奔別川	上流端	三笠市奔別沢国有林事業区百五十二林班地先の無名川の合流点	下流端	幾春別川への合流点
新	奔別川	左岸	三笠市奔別沢五十九番地先	下流端	幾春別川への合流点
		右岸	同市奔別沢百四番地先		

表二　淀川水系

区分	名称	区間	
指定	大津放水路	上流端	大津市若葉台字大谷六百一番一	下流端	淀川への合流点

○国土交通省告示第七百四十三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、平成二十九年八月四日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、平成二十八年七月一日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。
（略）	（略）
七　石狩川水系	七　石狩川水系
（略）	（略）
名称 / 区間（上流端 / 下流端）	名称 / 区間（上流端 / 下流端）
奔別川 左岸 三笠市奔別沢五十九番地先 / 左岸 三笠市奔別国有林岩見沢事業区百六十四林班い小班地先	奔別川 三笠市奔別沢国有林事業区百五十二林班地先の無名川の合流点 / 左岸 三笠市奔別国有林岩見沢事業区百六十四林班い小班地先
右岸 同市奔別沢百四番地先 / 右岸 同市奔別国有林岩見沢事業区百十四林班い小班地先	右岸 同市奔別国有林岩見沢事業区百十四林班い小班地先
（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

変更			
新	盛越川	大津市若葉台字大谷六百一番一地先	淀川への合流点
旧	盛越川	大津市園山二丁目園山溜池	淀川への合流点

表三　那賀川水系

区分	名称	区間	
変更			
旧	大津田川	左岸 阿南市長生町平野十二番の一地先	桑野川への合流点
		右岸 同市同町一丁ガ坪一番地先	
新	大津田川	左岸 阿南市長生町宮内平野百番一地先	桑野川への合流点
		右岸 同市同町宮内平野百一番一地先	

備考

一　（一）区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十九年八月四日現在のものである。